

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第96号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年7月20日 16時00分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市笠利崎西方沖 笠利崎灯台から真方位268° 226海里付近 （概位 北緯28° 18.0′ 東経125° 26.0′）
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十三錦生丸、133トン
船舶番号、船舶所有者等	FK1-126（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 機関長、四級海技士（機関）（機関限定）
死傷者等	なし
損傷	主機の過給機のケーシングに破口
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、平成25年7月20日16時00分ごろ、笠利崎西方沖で操業中、主機の過給機から冷却水の漏えいが判明し、主機の使用を断念した。 本船は、来援した僚船にえい航され、沖縄県糸満市糸満漁港に入港し、主機の過給機が新替えされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
その他の事項	乗組員は、全員が救命胴衣を着用していた。 主機の過給機は、ケーシングに破口が生じていた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、笠利崎西方沖で操業中、主機の過給機のケーシングに破口が生じたことから、冷却水が漏えいし、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、笠利崎西方沖で操業中、主機の過給機のケーシングに破口が生じたため、冷却水が漏えいし、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 過給機は定期的には開放整備を行い、ケーシングの腐食状況等を確認し、適切に対処すること。 |
|--|---|